

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 28 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会

専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

薬事監視指導班長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の再周知について
(依頼)

このことについて、別添写しのとおり情報提供がありましたので、貴会会員に対して、改めてご周知いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

担当課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

所在地：東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

担当者：薬事監視指導班 加藤

電話：03 - 3502 - 8111 (内線 4531)

メール：yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

各局庁等担当者 各位

大臣官房環境政策課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の再周知について
(依頼)

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について」(平成27年1月30日付け 事務連絡)により既にご案内してまいりましたとおり、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:「フロン排出抑制法」)が平成27年4月1日より全面施行に至っており、この間、各局庁におかれましては、所管される事業に係る関係業界団体、独立行政法人及び特殊法人等に対して広くご周知いただいておりますが、法律の対象となる業務用冷凍冷蔵空調機器を保有している場合には、法律に基づき、機器の点検やフロン類の算定漏えい量の報告等を行うことが義務づけられ、これらを怠った場合には罰則等が適用されることとなっております。

今般、環境省及び経済産業省より、事業者に向けた「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」(別添1)及び「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」(別添2)が示されましたので、前回お送りしました資料と併せて関係業界団体、独立行政法人及び特殊法人等に対しまして、改めてご周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

農林水産省 大臣官房 環境政策課
環境企画官 大庭 東一郎 (PHS: 85298)
100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
代表: 03(3502)8111 (内線: 3294)
直通: 03(3502)8458
FAX: 03(3591)6640
E-mail: touichirou_ooba@nm.maff.go.jp